

体制等届出の変更（加算等の体制を変更する場合）

現に「体制等届出」で届け出ている加算が変更になる場合は、算定を開始する予定月の前月15日までに、改めて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び添付書類を、瀬戸内市いきいき長寿課へ1部提出する必要があります。また、事業所の体制届が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなる事が明らかになった）ときには、その旨を速やかに瀬戸内市いきいき長寿課へ1部提出する必要があります。

「体制等届出」(居宅介護支援)

加算等の区分	提出書類
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】
特別地域加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】 ※対象地域に事業所が所在していること ※添付書類は不要。
中山間地域等における小規模事業所加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】 ③中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（共通）【別紙2】 ※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能となる。 ※（地域に関する状況）及び（規模に関する状況）双方の「2.該当」に○を付していない場合は、当該加算の算定不可。
特定事業所加算 (加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 <u>A</u>)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】 ③特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書【別紙36】 ④特定事業所加算(A)に係る届出書【別紙36-2】 ⑤特定事業所加算に係る確認表【市様式10付表】 →確認表(市様式10付表)に添付の指示のある書類 ⑥主任介護支援専門員研修課程修了証の写し ⑦加算月における従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【瀬戸内市参考様式】 ⑧岡山県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録決定通知書の写し ⑨研修の実施計画及び実施記録の写し

<p>特定事業所医療介護連携加算</p>	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】 ③特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書【別紙36】 ④特定事業所加算に係る確認表【市様式10付表】 →確認表(市様式10付表)に添付の指示のある書類</p>
<p>ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】 ③特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書【別紙36】</p>
<p>加算の取り下げ</p>	<p>①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-1、1-2】 ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【瀬戸内市参考様式】 《加算等の要件を満たしていた最終月のもの》 ※従業者の要件がある加算等の取り下げ場合のみ添付</p>

※その他、確認に必要な書類の提出をお願いする場合があります。